

町三役報酬減額となった事項の経緯

5月16日開催の臨時会において、町3役の報酬の減額が提案され、可決した。

○有限会社奥出雲椎茸の破産

- ・平成30年から雲太1号に切り替えた後、生産量（出荷量）が低下
（H30：588トン、R1：560トン、R2：396トン、R3：303トン、R4（中途）：235トン）
- ・出荷量低下に伴い売上高の低下
（H30：9億円、R1：8.9億円、R2：7.7億円、R3：7億円、
R4（中途）：5.9億円）
- ・執行部から町の損失補償額の増額が提案され、議会在可決
（H30：5.5億円、R1：7億円、R2：8.9億円、以降8.9億円）
- ・執行部から新型榎木等の支援が提案され、議会在可決
（R3：生産農家5,469万7千円、R4：生産農家1億1,286万2千円、会社：1億916万8千円）
- ・令和4年新執行部が第3セクターの独立採算の原則導入を表明
- ・令和5年3月29日、有限会社奥出雲椎茸の破産手続き開始決定



旧有限会社奥出雲椎茸

○国営農地開発事業受益者負担金の消滅時効の成立

- ・平成8年度事業終了、平成9年度から平成23年度に町が立て替えて償還
- ・事業参加者は平成12年度から29年度まで負担金として町へ納入
- ・負担金未納の時効について、町は最終負担年度の29年度の5年後と認識
- ・実際の時効は負担金発生後の5年後、町は誤認識
（例：12年度負担金の時効は17年度）
- ・時効で消滅した金額は3,954万1千円、内494万8千円は時効後の納入のため返還が発生



国営開発農地

○令和3年度水道事業決算の誤り

- ・令和4年9月定例会で、令和3年度水道事業決算が上程され決算認定
- ・認定後、決算書の事業に要した不足額が、その説明資料（表欄外に記載）と違うことを議会選出の監査委員が指摘
- ・詳細を調査した結果、事業に要した不足額に関連する複数個所に誤りがあることが判明
- ・決算書のチェックが課内でできていなかったことが原因
- ・修正された令和3年度水道事業決算を令和5年3月定例会で改めて決算認定



奥出雲町の水道

議員報酬を減額した理由

有限会社奥出雲椎茸の経営改善に向け、町から提案のあった損失補償や補助金の交付について、議会は可決してきた。今般倒産したことにより、大きな財政リスクが発生したことに対し、議会として道義的責任を負うべきと判断し、報酬の10%2ヵ月の減額を決めた。